

令和7年度 第2回長浜市手話施策推進会議

次 第

日 時：令和8年2月2日（月）
午後3時00分～
場 所：長浜市役所 4階
4-A会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和8年度の手話施策の取組について
(市、委員所属の機関、団体・サークル等の取組について)

- (2) 令和8年度以降の手話施策の推進について

3 閉 会

<資 料>

- 資料1 手話で共に暮らす長浜市手話言語施策の取組内容等
- 資料1-1 健康フェスティバル・手話啓発ブース出展
- 資料1-2 広報ながはま（隔月）、しゅわとも掲載
- 資料1-3 令和7年度長浜市手話奉仕員養成講座（入門課程）概要
- 資料2 令和8年度以降の手話施策の推進について
- 参考資料1 手話で共に暮らす長浜市手話言語条例
- 参考資料2 手話で共に暮らす長浜市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針
- 参考資料3 手話で共に暮らす長浜市手話言語施策ロードマップ

長浜市手話施策推進会議 構成員名簿（令和7年度）

	種別	所属団体等	氏名
1	学識経験を有する者 (1号)	大学教授	たかなし かつや 高梨 克也
2	関係団体の推薦を受けた者 (2号)	長浜市聴覚障害者協会	いしかわ みのる 石川 稔
3		長浜市社会福祉協議会	みやがわ かずひこ 宮川 和彦
4		手話サークル	まつい かよこ 松井 佳代子
5		滋賀県手話通訳問題研究会	おかの ひとみ 岡野 仁美
6	教育機関の職員 (3号)	長浜市教育委員会 教育指導課	おちあい あゆ 落合 明優
7	公募市民 (4号)	公募	しんむら けいこ 新村 敬緯子
8		公募	ひらい しげこ 平井 止夏子

(敬称略)

長浜市

	所属	職名	氏名
1	健康福祉部	次長	伊藤 仁文
2		管理監（しょうがい福祉課長）	小寄 多代
3	しょうがい福祉課 (事務局)	課長代理	柴田 整
4		係長	三家 秀和
5		主幹	多賀 左千子
6		手話通訳士	辻 香代子

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

施策の基本的方向	取組内容	R 6年度以前の主な取組実績	R 7年度 of 取組内容	R 8年度の計画
市は、市民及び事業者等への手話への理解の促進及び手話の普及を推進していくため、手話に親しみ、手話への関心を高めるための啓発に取り組みます。	①イベントの開催	条例制定イベントを実施した。 R 5年9月24日(日) 13:30~15:30 長浜文化芸術会館において、中嶋元美(手話パフォーマー)による公演 約200人の参加あり。 市内在住の小学生を対象に「手話啓発ポスター」を募集し、上記イベントに合わせて、展示と表彰を実施。市内3校から12点の応募あり。	健康フェスティバルに手話啓発ブース出展。 R 7年11月2日(日) 9:00~16:00 (於:長浜バイオ大学) 【新規】 (ブース来店者数:57人) ※資料1-1	— ※他のイベントに手話啓発ブース出展。 【検討】
	②広報誌「広報ながはま」	広報ながはま6月号に特集ページを設け、手話でのあいさつと手話サークルの紹介を実施。 広報ながはま11月号から隔月で啓発記事を掲載。	広報ながはま(隔月)掲載。 R7.5月・7月・ <u>9月・11月</u> ・R8.1月、3月号 ※資料1-2	広報ながはま(隔月)掲載。 R8.5月・7月・9月・11月・R9.1・3月号 【継続】
	③HP・SNS等の活用	ながはまミニミニ手話講座や手話奉仕員養成講座についてXで発信。 養成講座受講生アンケート結果をHPに掲載 障害者週間に合わせ、12月にながはま図書館の特別ブースに手話に関する図書を設置。	HP・noteを活用し、「しゅわとも」を発信。 R7.7月、 <u>R8.1月</u> 、R8.3月 ※資料1-2	HP・noteを活用し、「しゅわとも」を発信。 【継続】
	④パンフレット等の作成	手話言語啓発リーフレット(3,000部)、ポケットティッシュ(3,000個)、ボールペン(300本)を作成し上記イベントや庁舎内で配布。	—	—
	⑤国スポ・障スポPR動画	YouTube 配信	YouTube 配信を継続(障スポ終了まで) (再生回数:9,080回)	—
	⑥手話出前講座の実施	民生委員、人権擁護委員、高校、各種団体等へ出前講座の実施	高校、各種団体等へ出前講座の実施。(目標5件) (参加者数:356人(7件))	手話出前講座の実施。(目標5件) 【継続】
	⑦市職員へのワンポイント手話講座	市職員対象の手話講座の実施。朝礼の時間を使って、健康福祉部の各課へ啓発を実施。	市の新規採用職員対象の手話講座。健康福祉部内の課において朝礼で実施。(目標12回) (参加者数:119人)	市の新規採用職員対象の手話講座。健康福祉部内の課において朝礼で実施。(目標12回) 【継続】
	⑧小中学校への出前講座の実施	社会福祉協議会を通じて、中学校・小学校・学園にてサークルに実施いただく。	社会福祉協議会・サークル連携による小中学校への出前講座の実施。(目標10校) 小中学校への出前講座「手話を学ぶ福祉教育」の関係者情報交換会の開催。【新規】 (サークル等4団体、社協、市、教育委員会)	社会福祉協議会・サークル連携による小中学校への出前講座の実施。(目標10校) 【継続】

(2) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

施策の基本的方向	取組内容	R 6年度以前の主な取組実績	R 7年度 of 取組内容	R 8年度の計画
音声言語により提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境を整備します。	①意思疎通支援者の派遣	専任手話通訳士を配置し、依頼に応じて対応。 (専任通訳士が派遣できない場合は、聴覚障害者協会へ派遣を依頼)	専任手話通訳士を配置し、依頼に応じて対応。 (専任通訳士が派遣できない場合は、聴覚障害者協会へ派遣を依頼) (利用延べ人数：約 170 人)	専任手話通訳士を配置し、依頼に応じて対応。 (専任通訳士が派遣できない場合は、聴覚障害者協会へ派遣を依頼) 【継続】
	②遠隔手話サービスの実施	長浜市立湖北病院、中之郷診療所、長浜赤十字病院で利用可能。中之郷診療所で利用。	長浜市立湖北病院、中之郷診療所、長浜赤十字病院で利用可能。中之郷診療所で利用。 (利用延べ人数：約 7 人)	依頼に応じて適時対応。 【継続】
	③災害時避難所における情報提供	H Pを通して安全・安心メール、FAX119、ネット119、110 番アプリシステムの活用を促進。 今後、避難所における情報提供方法の検討が必要。	H Pを通して、安全・安心メール、FAX119、ネット119、110 番アプリシステムの活用を促進。 災害時避難所における情報提供方法の検討。	H Pを通して、安全・安心メール、FAX119、ネット119、110 番アプリシステムの活用を促進。 今後、災害時避難所が開設された場合に、その運営状況を踏まえ検証。 【継続】

(3) コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ手話を使用しやすい環境の構築のための施策

施策の基本的方向	取組内容	R 6年度以前の主な取組実績	R 7年度 of 取組内容	R 8年度の計画
手話は言語であり、ろう者は手話により円滑にコミュニケーションを図る権利を有することを認識し、日常生活において手話が使いやすい環境づくりを進めます。	①職員向け出前講座の実施	新規採用職員研修、庁内部署に手話講座を実施。	市の新規採用職員や庁内他部署に手話講座を実施。(目標 3 回)【一部再掲】 (参加者数：約 80 人)	市の新規採用職員や庁内他部署に手話講座を実施。(目標 3 回)【一部再掲】 【継続】
	②事業所等への啓発	出前講座による事業所への啓発。	出前講座や企業内人権啓発の機会を活用した事業所等への啓発。【新規】 (訪問事業所：市内 228 社)	出前講座や企業内人権啓発の機会を活用した事業所等への啓発。 【継続】

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者に関する施策

施策の基本的方向	取組内容	R 6年度以前の主な取組実績	R 7年度 of 取組内容	R 8年度の計画
ろう者が日常生活又は社会生活を営むうえで、特に正確な情報が必要な時又は自らの意思を正確に伝える時は、手話通訳者を介して意思疎通を図っており、手話通訳者は重要な役割を担っています。市は、その重要性を認識し、高度な技術を有する手話通訳者の確保及び養成に努めます。	① 手話奉仕員養成講座(入門課程)の実施	隔年度で実施(R 5年度に実施)。	6/13~11/21 全 20 回(目標 30 人) (修了 50 人/申込 58 人) ※資料 1-3	— 【継続(隔年)】
	②手話奉仕員養成講座(基礎課程)の実施	隔年度で実施(R 6年度に実施)。	—	R 8年 6~11 月に実施。(目標 15 人) 【継続(隔年)】
	③手話奉仕員養成講座修了者のスキルアップ研修	手話奉仕員養成講座(入門課程)及び(基礎課程)修了生を対象に実施。	R 8年 2/27、3/13 に実施。(対象 50 人)	R 9年 2~3 月に実施。 【継続】
	④資格取得への支援	—	資格取得に向けた「手話のススメ」を配布。資格情報等を提供し、講座参加者の学習(資格取得)意欲を醸成。	資格取得に向けた啓発実施。 【継続】

健康フェスティバル・手話啓発ブース出展

2025 ながはま健康フェスティバル

参加無料

～楽しみながらカラダをココロをせよのえる～

日時 2025年 11月2日 10:00～16:00 ※雨天決行

会場 長浜バイオ大学 〒526-0829 滋賀県長浜市田村町1266

体のひろば

- 健康づくり相談
- 血糖値測定
- 作業療法士と一緒に
お箸を使ってリハビリ体験！！
- 下肢筋力測定 ・腰痛、膝痛のお悩み相談
- 救命救急体験 ・町のお医者さんと医療系学生の健康相談
- 口腔内カメラ ・手洗いチェック
- 肌年齢測定 ・ちびっこ調剤体験
- 骨密度測定 ・野菜摂取量測定
- 出張！長浜市保健センター
- 献血 ・視機能トレーニング体験
- ピワテックアプリ体験
- きゃんせ体操体験会、体力測定、脳体力®チェック体験会
- 手話であそぼう！
- 椅子に座ってらくらく運動
- 認知症の気づきや予防の相談
- お灸ワークショップ
- 姿勢チェック
- AGEs（終末糖化産物）測定
- はだしのトレイル～あるいてあそぼ！

子どものサイエンス

- 臨床検査技師が見せる体の内側
- 長浜バイオ大学 命館館
- 水樽展示

野外ステージ

- フルーツとピアノで楽しむ体と心
- フラダンス
- しゃぎり演奏
- ギター&歌唱
- 献血啓発
- 長浜小学校合唱団
- 軽音楽
- お楽しみ大道芸

荒川 洋 磯山さやか

飲食ひろば 有料

- 池原そば ・フランクフルト
- 焼きそば ・フライドポテト
- からあげ ・綿菓子
- ポップコーン ・カレー
- 餅つき ・大学いも
- 移動販売車（平和堂・コープ）

ちびっこひろば （一部有料）

- 地震体験車、子ども用消防服試着、水筒
- 消防車、資機材搭載車
- 災害用救急車、ドクターカーの展示
- 救護服の着用体験
- 科学実験教室
- ふわふわかいじゅう
- ロードトレイン

【共催】長浜市／特定非営利活動法人 健康づくり0次クラブ
 【後援】湖北医師会／湖北歯科医師会／湖北薬剤師会／長浜バイオ大学／京都大学大学院医学研究科／市立長浜市立湖北病院／長浜赤十字病院／滋賀県診療放射線技師会／滋賀県作業療法士会／滋賀県聴覚障害者協会／滋賀県湖北健康福祉事務所／長浜青年会議所／長浜市教育委員会／湖北1000長浜市社会福祉協議会／セフィオ病院

お問い合わせ 特定非営利活動法人 健康づくり0次クラブ
 〒529-0341 長浜市湖北町遠水2745 長浜市役所湖北分行舎2階 TEL:0749-50-3
 ※当日は出来る限り公共交通機関のご利用をお願いいたします。（JR田村駅より徒歩1分）※内容については、一層変更になる場合がございます。

- 「手話であそぼう！」

ブース来店者数：57人



<広報ながはま(隔月)掲載>

○令和7年 9月号

手話に関する施策の推進に関する法律

～手話のひろば～

問しょうがい福祉課 ☎65-6372 ㉟64-1767

▼市ホームページ



今年6月25日に、手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)が施行されました。この法律は、手話を言語として認め、手話の習得や使用、手話文化の保存、継承、発展に関する様々な取り組みや、手話に関する国民の理解を深めるための施策を、総合的に進めていこうというもので、9月23日を「手話の日」と定めています。

市では、「手話」ワンポイント・レッスンと題した出前講座も実施しています。ぜひご活用ください。

○令和7年11月号

東京2025デフリンピック

～手話のひろば～

問しょうがい福祉課 ☎65-6372 ㉟64-1767

東京2025
デフリンピック
大会サイト

「東京2025 デフリンピック」が、11月15日から12日間、日本で初めて開催されます。デフ(Deaf)は、英語で「耳が聞こえない」という意味で、この大会は「聞こえない・聞こえにくい人のための国際スポーツ大会」です。今年は、100周年を迎える記念すべき大会で、約80の国と地域から6,000人を超える選手団が来日され、21の競技で熱戦を繰り広げます。競技中、選手は「音」の代わりに旗やランプなどの合図でプレーをします。この機会に、みんなで応援し大会を盛り上げましょう。

○令和8年 1月号

「手話で共に暮らす人たち」をインタビュー形式で紹介する “しゅわとも”

～手話のひろば～

問しょうがい福祉課 ☎65-6372 ㉟64-1767

「手話で共に暮らす人たち」をインタビュー形式で紹介する“しゅわとも”の第2回は、中学生の時に地元で開催された手話講座を受講し、身に付けた手話を活かして、耳の不自由な患者つのかわるよさんに、直接検査業務の支援をされている長浜市立湖北病院中央検査技術室の角川輝代さんをご紹介します。

「虹のように、人と人をつなぐ架け橋になりたい」と語るしなやかな手話が魅力的です。

市
ホーム
ページ

※参考：「しゅわとも」(note)の記事は次頁から

【しゅわとも②】 長浜市立湖北病院 中央検査技術科 角川 輝代 さん



しゅわとも（長浜市手話啓発）
2025年12月12日 14:21

※角川の「角」の字は、正しくは真ん中が下に突き出ます

長浜市では、「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例（令和5年4月1日施行）」を制定し、手話の普及・啓発を進めています。

みなさんに手話をもっと身近に感じてもらおうと、「手話で共に暮らす人たち」“しゅわとも”をインタビュー形式でご紹介するシリーズ、第2弾をお届けします。

ぜひお読みいただき、♡マークをクリックしていただけるとうれしいです。

今回お話を伺ったのは、湖北病院の中央検査技術科で勤務されている角川輝代（つのかわ てるよ）さんです。手話を通じた素敵な経験を、温かい笑顔と優しい口調でお話してくださいました。



インタビューに応じてくださる角川さん

長年の経験が生きる受付のお仕事

角川さんは、湖北病院に勤務されて8年になるそうです。現在は中央検査技術科で、主に検体検査と生理検査の受付を担当され、普段は一日に30人から50人くらいの患者さんの受付や、生理検査への案内をされています。毎日、多くの方と接する大切なお仕事ですね。



勤務先の長浜市立湖北病院

「楽しそう！」という純粋な気持ちが、手話との長いご縁に

角川さんが手話を始められたきっかけは、特別な理由があったわけではなく、とても自然なことだったそうです。

中学生の時に友達に誘われて、地元・高月町で開かれていた講座に参加されたそうです。

最初は特に福祉系のことに興味があったわけではなかったようですが、「何か楽しそうやなあ」「行ってみようかなあ」という軽い気持ちで参加されたそうです。

この気軽な一歩が、手話との長いご縁の始まりだったなんて、素敵ですね。

その講座は数回で終わる予定だったようですが、集まったメンバー同士で盛り上がり、「そのまま続けようか」という話になって、その後、角川さんが高校生になってからも週に1回ほど集まる活動を続けられたそうです。

手話との繋がりには、途中で一度途切れたものの、その後、メンバーが集まって再びサークルが立ち上がるなど、ずっと続いたそうです。



手話の魅力を熱く語る

コロナ禍のマスクの下でも安心感を届ける手話

湖北病院の今のお仕事に就いたところ、たまたま、これまで学んできた手話を役立てる機会ができたそうです。

普段のお仕事では、手話を使って患者さんのお名前や生年月日の確認をされています。特に採血の時には、「しびれがないか」、「気分が悪くないか」、「痛みはないか」といった大切な確認を、簡単な手話で行うように心掛けておられるそうです。

以前は、大腸がん検査の検体を提出してもらうのに、持参日など複雑な確認事項が必要な場面があったそうですが、その際にも手話が役立ち、スムーズな検査につながったと話しておられました。

コロナ禍のマスクをした状況下では、アイコンタクトや簡単な手話で「大丈夫ですか」と確認をすることで、安心感が患者さんに伝わるように心がけているとのことでした。



検査の案内業務を担当

手話は「もう一つの言語」。相手を見ることで、自分自身も成長できる

手話を学んで良かったことは、やっぱり「話せる言葉、言語が一つ増えた」ことだと話してくださいました。手話を「英語やフランス語などと一緒、同じような感覚」で捉えているんですって。学校では学べない言語が増えたというのは、素晴らしい財産ですね。

若い頃は、手話を読み取る力をつけるために、鏡を見ながら練習されていたそうですよ。「みんなで集まって勉強したり、世間話をしたり、とにかく喋る機会を持つことが重要だった」と振り返っていらっしゃいました。

手話という言語の素敵なところを伺うと、「やっぱり、相手をしっかり見る！」という点を強調されました。

相手の表情や動きをしっかりと見ようとすることで、コミュニケーション能力が育まれ、相手を「知ろうとする気持ち」が大事になってくる。それは、自分自身の成長にも繋がる素晴らしい点だと教えてくださいました。

手話を通じて、自然と表情が豊かになるのを感じているそうです。



これからの手話との関わりを描いて...

これからも「人と人をつなぐ架け橋」に

今後、手話に関わってやってみたいことは、「災害時の手話をしっかり覚えたい。そして皆にも知っておいてほしい。」という目標を挙げてくださいました。災害のような、いざという時に役立つ手話は本当に大切ですね。

最後に、角川さんの好きな手話をお聞きしたところ、「虹（にじ）」の手話を教えてくださいました。最初に立ち上げたサークルの名前も「虹の会」だったそうで、「人と人をつなぐ架け橋になれば」という思いが、その素敵なお手話には込められているんですね。動画でご紹介しますので、みなさんも実際にしてみてくださいね。



文化の日 表彰に輝く人たち

11月3日「文化の日」に、市政に貢献された次の皆さんが表彰されます。(順不同・敬称略)

自治功績表彰

◆固定資産評価審査委員会委員として市政運営に寄与

湯坐 麻里子(南具服町)
藤居 一彦(列見町)

◆市民協働推進会議委員として市政運営に寄与

森川 稔(大津市)
西川 実佐子(東近江市)

◆高齢者保健福祉審議会委員として市政運営に寄与

松井 秀徳(地福寺町)
畑野 相子(近江八幡市)

◆農業委員として農業の発展と農業者の地位向上に寄与

森 勘十(加田町)
將亦 富士夫(瓜生町)
尚永 稔(大寺町)
角田 功(高月町井口)

◆自治会長として自治行政の推進に寄与

岡 義章(宮前町)
加藤 悦二(神前町)
古谷 治(高田町)
高野 米藏(三ツ矢元町)
長島 洋行(公園町)
河崎 顯了(朝日町)
伊藤 寿彦(八幡東町)
面川 茂樹(大東町)
藤田 治彦(木之本町田部)

◆連合自治会長として自治行政の推進に寄与

金森 弘和(寺田町)

◆民生委員・児童委員として地域福祉の向上に寄与

花澤 久行(西上坂町)
宮部 富美代(加田町)
藤田 義信(新旭町)

◆保護司として明るい地域社会づくり

織田 恭淳(新庄寺町)
柴田 正明(神照町)
徳永 嘉之(北野町)
蒲生 恵子(南浜町)
中山 和行(湖北高田町)
高月 眞壽(高月町高月)
瀧川 眞吾(木之本町木之本)

◆長浜市消防団員として自治消防の責務に精励

藤井 稚久(宮前町)
肥満 孝史(元浜町)
嘉本 大輔(平方町)
北條 雄太(平方町)
林 良平(下坂浜町)
古山 和宏(小堀町)
木野 和好(七条町)
中川 良英(山階町)
坂井 博和(泉町)
吉村 勇紀(神照町)
高山 勉(分木町)
草野 憲彦(石田町)
荻下 博好(内保町)
伊賀並 潔(大路町)
伊藤 俊光(田川町)
上野 太喜雄(川道町)

中川 禎之(川道町)

三俣 佑貴(益田町)

山中 裕徳(湖北町速水)

清水 卓也(湖北町八日市)

中山 恒使(高月町高月)

西島 徹(高月町宇根)

橋本 孝也(木之本町杉野)

山内 慎悟(木之本町古橋)

高橋 知憲(木之本町木之本)

東野 徹也(木之本町黒田)

高尾 正樹(西浅井町塩津浜)

松井 和典(西浅井町八田部)

社会功績表彰

◆医師として保健衛生の向上発 展と市民の健康増進に寄与

丹後 泰久(宮前町)

樋口 一志(宮前町)

尾田 和広(大成亥町)

村瀬 雄士(寺田町)

岩瀬 丈明(弥高町)

堤 聖吾(八幡中山町)

◆薬剤師として市民の健康増進 に寄与

大森 徹也(八幡中山町)

西井 伸善(野瀬町)

◆柔道整復師として市民の健康 増進に寄与

中村 吉孝(高月町落川)

◆健康推進員として市民の健康 づくりの推進に寄与

上田 直美(末広町)

大塚 順子(南呉服町)

天野 悦子(南高田町)

西川 恵(勝町)

山崎 百合子(室町)

佐水 浩美(宮司町)

大塚 美紀子(保多町)

瀧本 桂子(西上坂町)

八森 房子(宮部町)

竹内 艶子(湖北町馬渡)

七里 往子(湖北町山本)

高山 和代(高月町熊野)

脇阪 しげり(木之本町川合)

二矢 さつき(余呉町新堂)

◆人権尊重都市推進会議会長とし て人権啓発と人権教育の推進 に寄与

早川 紀久子(木之本町廣瀬)

◆手話の普及啓発と福祉教育に 寄与

手話サークルあすなろ

代表 中川 洋子(大路町)

高月手話サークル虹の会

代表 平井 止夏子(高月町雨森)

手話サークルはまゆう会

代表 山内 真紀(木之本町古橋)

手話サークルあゆみの会

代表 河南 光治(米原市)

◆観光ガイドとして観光振興に 寄与

草野 久子(石田町)

伏木 正和(内保町)

大野木 勇夫(湖北町河毛)

教育文化功績表彰

◆スポーツ活動を通じて市民の 体育振興と健康増進に寄与

姉川 勇二(三田町)

◆小中学生の安全安心な登下校 に寄与

田中 日出夫(東上坂町)

川添 泰志(内保町)

三宅 宏明(湖北町海老江)

白髭 昭子(木之本町杉本)

感謝状

◆市の発展のため多額の浄財を 寄附

川瀬 吉弘(朝日町)

マリンフード株式会社

(田村町 本社・大阪府豊中市)

令和7年度 長浜市手話奉仕員養成講座（入門課程） 概要

1. 目的

聴覚障害の特性や聴覚に障害を有する人への理解と認識を深め、日常生活での手話によるコミュニケーションと交流活動を促進するため、「手話奉仕員育成講座（入門課程）」を開催する。

聴覚に障害のある人とともに歩み、つながり合うボランティアとして地域で活躍する人材を育成し、だれもが明るく暮らせる地域づくりを進める。

2. 主催・運営 長浜市

3. 対象者

長浜市に在住または在勤、在学している18歳以上の方

4. 参加者 修了者数50名／申込者数58名 ※定員30名枠を拡大して実施

5. 日時

令和7年6月13日（金）～ 令和7年11月21日（金）

毎週金曜日（全20回）

19時00分～21時00分（1講座／2時間）

* 開講日6月13日・閉講日11月21日は、18時30分開始

6. 会場 長浜市役所1階 多目的ルーム 他（長浜市八幡東町632番地）

7. 内容 厚生労働省の手話奉仕員養成カリキュラム「入門課程」による講座

8. 受講料

手話奉仕員養成テキスト「手話を学ぼう 手話で話そう」【全面改訂版】

実技編 3,300円（税込） 講義編 990円（税込）

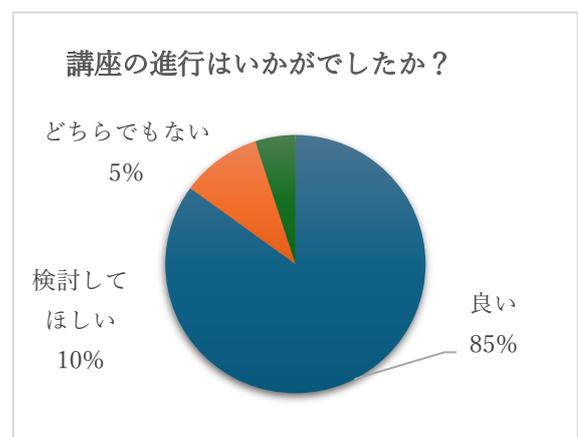
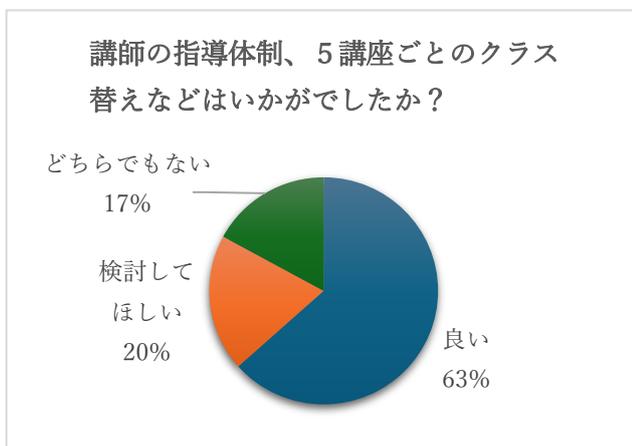
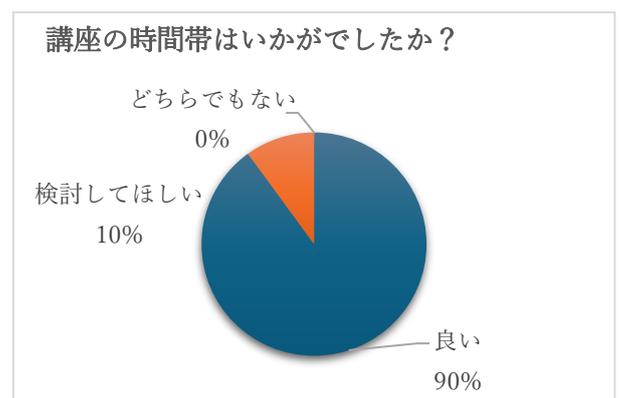
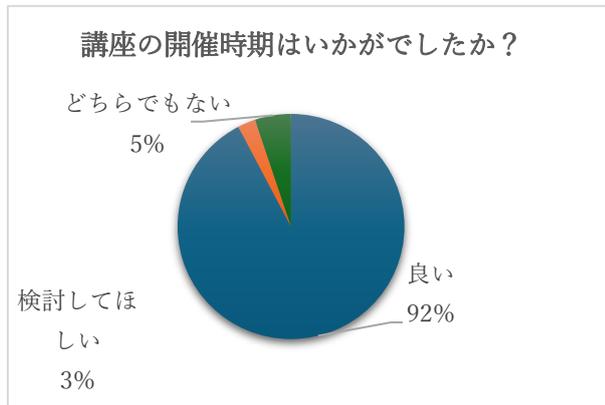
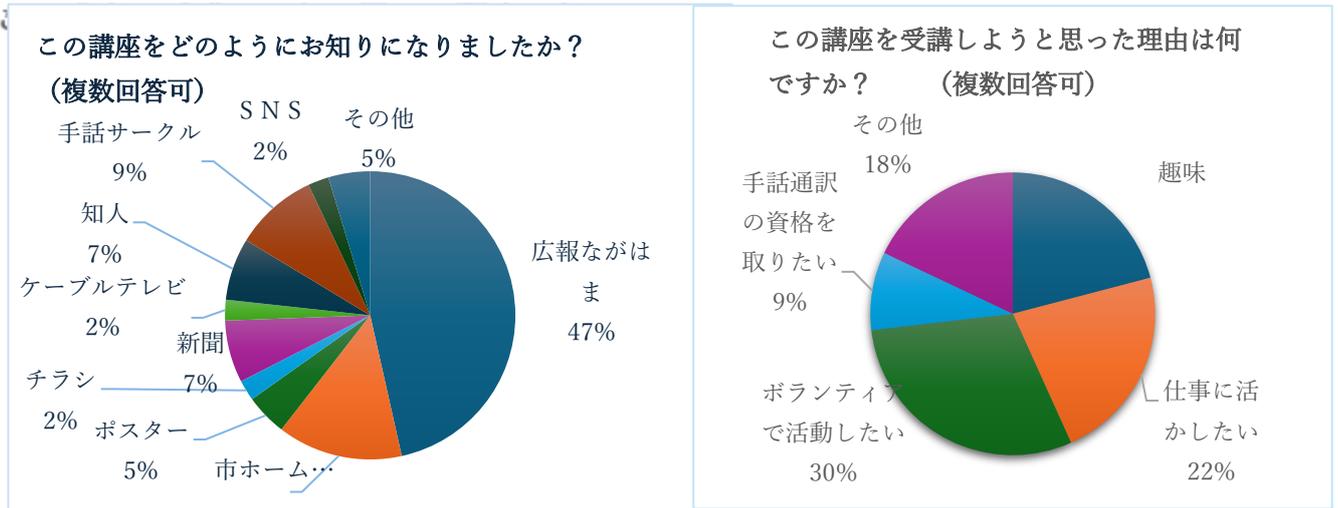
9. その他

- ・講師6名体制により指導を行う。
- ・事務局は、長浜市しょうがい福祉課とする。
- ・全20回のうち、80%以上(16回以上)出席した者に認定証書を交付する。
(認定基準は別に定める)

10. アンケート結果 次頁のとおり

令和7年度 手話奉仕員養成講座【入門課程】 アンケート結果

令和7年度手話奉仕員養成講座 申し込み者58名にアンケートを実施。—— 回答者40名。



Q. この講座を通して、身についたことは何ですか？

(抜粋)

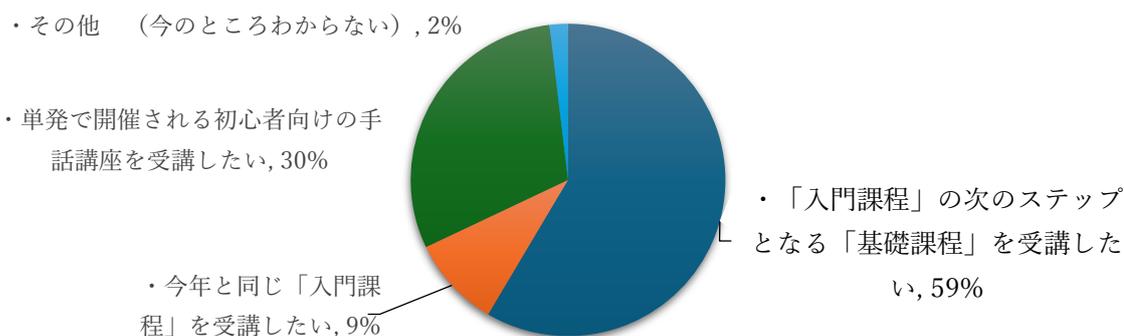
- ・ 手話 1 つの表し方、それぞれがそれぞれに表現できるようになり、普段関わりを持って居なかったろうの方々に通じた事が何よりの喜びでした。
- ・ 基本的な手話の知識、聴覚障害者の生活、たくさんの単語
- ・ 手話を取得する(したい)意欲
- ・ 自己紹介ができるようになった、簡単なあいさつができるようになった。
- ・ ろう者の方々に対する考え方をあらためて考えられた。
- ・ ろうあの人々の生活というか、今まで知らなかったことを知れました。
- ・ 簡単な日常会話の手話がわかるようになったこと。
- ・ 名前や日づけ、家族のことや仕事のことを表現することができるようになりました。
- ・ 手話の世界への第一歩
- ・ 日本語と手話の語順の違い、表情や顔の角度
- ・ 単語の意味を知らながら学ぶことができた。
- ・ 言語の1つとして身に付けられたこと。

Q. この講座で難しかったことは何ですか？

(抜粋)

- ・ よく似た手の動きでも意味が違っていたり難しかった。
- ・ 読み取ること、手話独特の変換方法、実際にやると手がついていけない。
- ・ 同じ型の手話でも、たくさんの使用方法があるところ、単語が難しい。
- ・ 手の動きや単語の組み合わせ方、単語の語順を用いて伝えることが難しい。
- ・ 単語や表現方法が増えるごとに、なかなか覚えられなかった。
- ・ よく似た表現の仕方がいくつかあったので、その違いが難しかった。
- ・ たくさんの会話が出来ようになりたいが、覚える単語が多い。
- ・ 会話になると、手話を読み取ることが大変難しい。
- ・ ふだん、なかなか復習できなくて、覚え続けるのが難しい。
- ・ 言語から手話にしていくこと。
- ・ 年齢のせいかな 記憶力も低下していると思うので忘れちゃう。復習大事だなと思った。
- ・ 教えてもらっても、次の回で忘れてしまっている。

来年度以降、どのような講座があったら、
受講してみたいですか？ (複数選択可)



Q. これからどのように手話を活かして活動したいですか？

(抜粋)

- ・ 挨拶程度ですが、積極的にろう者の方とはコミュニケーションをとってみたいです。
- ・ 日々使えるところを探して、ろうの人を知りたい。
- ・ 仕事や関わりの和を増やしていきたい。
- ・ 職場で出会う聴覚障害者と楽しく会話したい。
- ・ また継続して勉強します！！
- ・ 活動するまではいきませんが、今後も興味をもってやっていきたい。
- ・ ろうの人に出会った時に、わかる手話で話してみたいです。
- ・ まず忘れないようにしたいし、アウトプットしながら少しずつでも継続したい。
- ・ ろうの方のお役に立ちたいし、手話での会話を通して関わりをもちたい。
- ・ ろう者の方がおられたら、筆談だけでなく手話を交えて会話を進めるようにもっと手話を習得したいです。
- ・ たくさんのろうの人と気兼ねなくお話したいです
- ・ ボランティアなどで実践したい。

Q. 講座の感想や、ご意見、ご要望をご自由にご記入ください。

(抜粋)

- ・ 以前から興味があった手話講座でした。今回ようやく受講することができました。講師の方もとても熱心におしえてくださいました。毎週金曜日が楽しみで、あっという間の 20 回でした。ぜひ次の講座も、受講したいとおもいます。よろしくおねがいします。
- ・ 楽しかったです。忘れないように月に一度でも集まれる機会があると良いと思う。
- ・ 手話で言葉を伝えることの難しさを実感しました。
- ・ これからも少しずつ勉強して覚えていきたいと思いました。ありがとうございました。
- ・ 手話で言葉を伝えることの難しさを実感しました。
- ・ これからも少しずつ勉強して覚えていきたいと思いました。ありがとうございました。
- ・ 受講する前よりも、手話番組を見たり、ろう者の方に話しかけることができたり、自分の世界が広がりました。
- ・ 直接、ろう者の方々からご指導いただき、色々な経験ができ、とても有意義な講義であった。
- ・ まだまだいっぱい教わりたい。単語をもっと知っていききたいと思った。
- ・ 初めは緊張しましたが、回を重ねるごとに先生や受講生のみなさんと笑いながら学べて、とても有意義で楽しかったです。
- ・ 知らない人とも手話を通じて知り合うことができた。
- ・ 5講座ごとのクラス替えは少し多い気がする。前半・後半の2回くらいでも良いと思った。
- ・ 少し難しいところもありましたが、毎週たのしく参加できました。
- ・ 先生方が、ていねいに教えてくださり、いろいろな方とも交流できたことで、気付きの場にも恵まれたと思います。

令和 8 年度以降の手話施策の推進について

本市では、「手話で共に暮らす長浜市手話言語施策ロードマップ」を作成し、令和 5 年度から手話施策を総合的かつ計画的に実施しています。

本ロードマップは、「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」に基づき策定した「施策の推進方針」を実現するために、市が実施、検討する施策をまとめたものです。

本ロードマップの期限が令和 8 年度末となっており、令和 9 年度からは、「長浜市しょうがい福祉プラン・アクションプラン」に移行することになります。

本市としましては、令和 8 年度がアクションプランの見直しの年になることから、これに合わせて、ロードマップに基づく手話施策を法定計画^{※1}にしっかりと位置付け、既存の枠組みの中で実効性を担保し、安定的かつ継続的な取組へと発展させていきます。

※1 障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」
 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」
 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」

○ロードマップの期間

令和 5 年度～令和 8 年度
 (令和 9 年 3 月 31 日)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長浜市しょうがい福祉プラン		計画期間					
アクションプラン		計画期間			計画期間		
長浜市手話言語施策 ロードマップ		計画期間					

○ロードマップの総合評価等の実施

ロードマップに沿って取組を進めるため、令和 5 年度から「長浜市手話施策推進会議」において、施策の推進状況の点検や評価等を行ってきました。

令和 8 年度については、「長浜市しょうがい福祉プラン・アクションプラン」の見直しスケジュールに合わせる必要があることから、年度当初の会議（5～6 月頃）において、前年度の取組の評価と、令和 5 年度から令和 7 年度までの取組についての「総合評価等」を行うこととします。

こうした総合評価等を、令和 8 年度のアクションプランの見直しに生かしながら、これまでの手話施策を継続、発展できる環境を整えていきます。

	R8	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
内容		総合評価等			↑ 【反映】		(アクションプラン見直し作業) 【推進体制：長浜市しょうがい福祉推進協議会】						策定

※委員の皆さんには、当初、令和 8 年 3 月末までの協力をお願いさせていただきましたが、上記を踏まえ、令和 8 年度第 1 回の会議までご協力をお願いいたします。

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、他者とコミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、かつて手話が言語として認められず、その使用が禁止されていた時期があるなど、ろう者は、様々な場面で、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

その後、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話は言語として位置付けられましたが、手話が言語であるとの認識は広く共有されている状況ではないことから、手話に対する長浜市民の理解を深めるとともに、手話を普及して使用しやすい環境を整備していくことが重要です。

長浜市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、長浜市民が手話の理解と広がりをもって地域で支え合うとともに、長浜市民と長浜市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいう。
- (2) ろう者 手話を使用して、日常生活又は社会生活を営む全ての者（手話を使用するろう児及び盲ろう者を含む。）をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話の獲得及び習得に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格及び個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものであること。
- (2) 手話が言語であることを認識し、ろう者が、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものであること。

(3) ろう者は、手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されるものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他の関係機関及び手話に関わる団体と連携することにより、ろう者が、手話によるコミュニケーションを図ることができ、自立した日常生活又は地域における社会参加ができるように必要な施策を推進するものとする。

2 災害が発生した場合において、市は、ろう者に対し、適切に情報を提供するとともに、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者、手話通訳者等の手話を使用する者は、基本理念にのっとり、手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進方針の策定)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（次項において「推進方針」という。）を策定するものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

(2) 手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大のための施策

(3) コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者のための施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、推進方針の策定に際し、必要に応じ、ろう者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第6条第1項に基づく推進方針を次のとおり定めます。

1 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

(1) 施策の基本的方向

市は、市民及び事業者等への手話への理解の促進及び手話の普及を推進していくため、手話に親しみ、手話への関心を高めるための啓発に取り組みます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話の普及啓発及び理解の広がり仕組みづくりについて、関係団体と協働して進めます。

イ 手話が言語として認識され、手話やろう者について市民の理解が深まるよう、各種イベント、広報、ホームページ等を活用し、手話に関する広報・周知に努めます。

ウ リーフレット等を作成し、手話への関心を高めるための啓発活動に取り組みます。

2 手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大のための施策

(1) 施策の基本的方向

音声言語により提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境を整備します。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話による市政に関する情報提供に努めます。

イ 手話通訳者を派遣するなど、ろう者が安心して社会参加できる環境づくりを進めます。

ウ 市役所窓口において、ろう者が行政手続きを円滑に行えるよう必要な対応を行います。

エ 災害時の意思疎通支援に必要な体制の整備等に努めます。

3 コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策

(1) 施策の基本的方向

手話は言語であり、ろう者は手話により円滑にコミュニケーションを

図る権利を有することを認識し、日常生活において手話が使いやすい環境づくりを進めます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話を使用する市民が、行政サービスを利用する際に、手話を使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する研修会を実施します。

イ 市内の事業所に対して、手話やろう者の理解が広まるように、リーフレットの配布や研修会の支援を行います。

ウ 情報機器等を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等の普及啓発を行い、利便性の向上に努めます。

4 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者のための施策

(1) 施策の基本的方向

ろう者が日常生活又は社会生活を営むうえで、特に正確な情報が必要な時又は自らの意思を正確に伝える時は、手話通訳者を介して意思疎通を図っており、手話通訳者は重要な役割を担っています。市は、その重要性を認識し、高度な技術を有する手話通訳者の確保及び養成に努めます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話に関する施策が円滑に実施できるよう、市の専任手話通訳者の確保に努めます。

イ 手話奉仕員養成講座をはじめとした、手話を学ぶ機会の充実を図ります。

ウ 手話通訳に関する資格取得の支援に努めます。

5 市長が必要と認める施策

その他、条例の目的を達成するため必要な施策を講ずるものとします。

手話で共に暮らす長浜市手話言語施策ロードマップ

手話施策を総合的かつ計画的に実施するため、ロードマップを作成します。

1 ロードマップの位置付け

(1) 手話言語施策ロードマップとは

このロードマップは、手話で共に暮らす長浜市手話言語条例※（以下「条例」といいます。）第6条に基づき、施策の推進方針を策定しており、それを実現するため、市が実施している・実施を検討している施策をまとめたものです。

(2) ロードマップの対象期間

このロードマップの期間は、令和5年度から令和8年度（令和9年3月31日）までです。

ただし、本市を取り巻く社会経済状況の変化や、当事者の方との協議、施策の推進状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長浜市しょうがい福祉プラン		計画期間					
アクションプラン		計画期間			計画期間		
長浜市手話言語施策 ロードマップ		計画期間					

2 実施する／実施を検討する各取り組み

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

取組内容	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
イベントの開催		実施			
広報誌「広報ながはま」【特集号】		特集頁			
広報誌「広報ながはま」【連載】		→			
ホームページ・SNS等の活用		→			
パンフレット等の作成		作成			更新
国スポ・障スポPR動画		→			
手話出前講座の実施		→			
目標	—	5件	5件	5件	5件

3 ロードマップの点検・評価

このロードマップに沿って取り組みを進めるため、「長浜市手話施策推進会議」を活用し施策の推進状況の点検及び評価等を行います。

そのため、年度初めに前年度の取組みの評価を行い、現行施策の見直し改善を図ります。また、今年度の目標を定め事業を実践します。中間期に次年度の計画を立案し、有効性・効率性の高い施策実現を目指します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内容	前年度 評価等					次年度 計画等						